

構造設備の概要の一覧表

1 事業所の概要		別紙 のとおり		
2 修理設備器具の概要				
3 作業所の概要	a 延面積			m <sup>2</sup>
	b 廃水廃棄物処理設備の概要			
	c 作業室	名称	面積	床面の種類
	作業室		m <sup>2</sup>	
4 保概要設備の	構成部品等 修理を行った医療機器	構成部品 未修理品 修理完了品	面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
	他の保管設備の利用の有無	イ 利用しない ロ 利用する	理由	
5 他の利用管の設状況	a 保管設備の名称			
	b 保管設備の所在地			
	c 保管設備の概要	別紙 のとおり		
	d 保管設備の面積	構成部品 未修理品 修理完了品	面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
6 試具験の検保査有設の備状況	a 試験検査室の面積			m <sup>2</sup>
	b 試験検査設備器具の概要			
	c 他の試験検査機関等の利用の有無	イ 利用しない ロ 利用する	理由	
7 他等の試利用検の査状況	a 試験検査機関等の名称			
	b 試験検査機関等の所在地			
	c 試験検査機関等の概要	別紙 のとおり		
	d 試験検査室の面積			m <sup>2</sup>
	e 試験検査設備器具の概要			
8 備考	<input type="checkbox"/> 作業室あり <input type="checkbox"/> 出張修理のみ <input type="checkbox"/> 契約（取次）			

(注意)

1 「事業所の概要」欄

「別紙のとおり」と記載し、次の図面を添付すること。

①事業所の付近の略図

隣接地の状況（周囲の建物の配置等）を記載すること。

②事業所の敷地内の建物の配置図

事業所と同一の敷地内にある建物を全て記載すること。

③事業所の平面図

作業室、保管設備、試験検査室など、修理の工程に必要な室の名称及び面積を記載すること。

2 「修理設備器具の概要」欄

種類及び数量を記載し、この欄に記載することが出来ない時は、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

3 「作業所の概要」欄

(1) 「廃水廃棄物処理設備の概要」欄は、有害物等の処理方法を特に明確に記載すること。

(2) 「作業室」欄は、すべての作業室の名称、面積及び床面の種類（板張り、コンクリート等）を記載すること。

4 「保管設備の概要」欄

(1) 危険物等の保管方法等を特に明確に記載すること。なお、「面積」欄には、他の保管設備を利用する場合は、当該設備を加えた面積を記載すること。

(2) 「他の保管設備の利用の有無」欄は、イ又はロのいずれかを○で囲み、ロを○で囲んだときは、その理由を記載すること。

なお、この欄においてロを○で囲んだときは、「他の保管設備の利用の状況」欄に所要の事項を記載すること。

5 「他の保管設備の利用の状況」欄

「保管設備の概要」欄は、「別紙のとおり」と記載し、当該保管を行う建物の平面図を添付すること。

6 「試験検査設備器具の保有の状況」欄

(1) 「試験検査設備器具の概要」欄は、種類及び数量を記載し、この欄に記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(2) 「他の試験検査機関等の利用の有無」欄は、イ又はロのいずれかを○で囲み、ロを○で囲んだときは、自己の責任において当該試験検査を行うに当たり、支障がない理由を記載すること。

なお、この欄においてロを○で囲んだときは、「他の試験検査機関等の利用の状況」欄に所要の事項を記載すること。

7 「他の試験検査機関等の利用の状況」欄

(1) 「試験検査機関等の概要」欄は、「別紙のとおり」と記載し、当該試験検査を行う建物の平面図を添付すること。

(2) 「試験検査設備器具の概要」欄は、種類及び数量を記載し、この欄に記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

8 「備考」欄

本事業所の業務について、該当するものにチェックを入れてください。

(1) 作業室あり：医療機器を持ち帰って修理をする場合

(2) 出張修理のみ：専ら医療機関等に据え付けられた医療機器を修理する場合（医療機器を持ち帰らない場合）

(3) 契約（取次）：医療機関等と医療機器の修理の契約を行うものの、修理業務を他の事業者に委託し、自らは実際に修理を行わない場合

その他参考となる事項を記載すること。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・構造設備は、薬局等構造設備規則第5条の基準を満たしていること。</li><li>・該当する事項がない欄には、斜線をひくこと。</li></ul> |
|---|